

## ホテル玄・利用規約

ホテルの公共性と安全性を維持するため、  
当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款代 10 条に基づき、  
下記の規則をお守りいただくことになっております。  
この規則をお守りいただけない時は、  
宿泊約款第 11 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

### ----- 記 -----

- (1) 廊下及び客室内での暖房用、炊事用などの火器をご使用にならないこと。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりするようなことのないこと。
- (4) 廊下及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。  
(イ) 動物・鳥類 (ロ) 著しく悪臭を発するもの (ハ) 著しく多量な物品  
(ニ) 火薬や揮発油など発火或いは引火しやすいもの  
(ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲・刀剣類
- (5) 廊下及び客室内で、とばく及び風紀を乱すような行為をなさらないこと。
- (6) みだりに外来者を客室内に引き入れたり、客室内の諸備品、諸物品などを使用されたりなさらないこと。
- (7) 客室やロビーを事務所、営業所代わりに使用されないこと。
- (8) 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないこと。
- (9) 客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したなさないこと。
- (10) ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
- (11) ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
- (12) ホテル内でほかのお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (13) 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- (14) ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- (15) ご宿泊日数を変更なさる場合は、ホテルフロントに予めご連絡下さること。

以下の条項については了解があったものとみなし、宿泊の引き受けをいたします。

- (16) 宿泊料金のご精算は原則として現金(日本円)以外では受け付けられないこと。
- (17) お忘れ物の保管は、特に指定のない限り出発後 1 ヶ月までとすること。
- (18) 貴重品・お手回品のお預かり、万一盗難・紛失に対する保障は出来ないこと。

# ホテル玄 宿泊約款

(本約款の適用)

## 第1条

- ① 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとしめます。
- ② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

## 第2条

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により宿泊の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは宿泊日に先だつ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込み者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(宿泊料金の支払)

## 第4条

- ① 料金の支払いは、フロントにて1泊ごとの原則として現金精算をお願いいたします。
- ② 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合の宿泊料金をご返金いたしません。
- ③ 当ホテルでは、連泊の場合でも宿泊者は原則として1日ごとの現金精算が必要です。
- ④ 宿泊料金の支払いは原則として現金（日本円）以外は受け付けておりません。

- ⑤ 団体でお申し込みのあった宿泊者のご精算につきましても、フロントにて原則として現金精算をお願いいたします。

(予約の解除)

#### 第5条

- ① 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。
- ② 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後 10 時になっても到着しないときは、その宿泊予約を解除されたものとみなし処理することがあります。
- ③ 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機等の公共運輸機関の不着又は、遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

#### 違約金申し受け規定

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日				
	不泊	当日 16時まで	前日	2日前	7日前
1名から5名(一般)	100%	0%	0%	0%	0%
6名から14名(団体)	100%	50%	20%	0%	0%
15名以上(団体)	100%	100%	100%	50%	20%

(注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分の違約金を収受します。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき

(宿泊の登録)

#### 第7条

- (1) 第3条第1号の事項

- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

(ご利用時間帯)

#### 第8条

- ① 宿泊者が、当ホテルをご利用になれるお時間は、午後4時より翌朝10時までとします。
- ② 深夜の門限はございませんが、お帰りが遅くなる場合にはご連絡ください。
- ③ 朝食をご利用いただける時間帯は午前6時30分から午前9時の間です。

(チェックアウトタイム)

#### 第9条

- ① 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻(チェックアウト)は午前10時までととします。
- ② 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、連泊のお客様に限って当日のお部屋のお掃除、及びタオル・シーツの交換が要らなければ、午前10時を超えてもそのままご利用になれます。尚、当日のご精算は正午より午後2時までにフロントにてご精算ください。
- ③ 連泊でないお客様が、客室の使用時間を延長された場合、延長料金がかかります。
  - ・午前10時以降、1時間につき1050円(税込)
  - ・午後3時以降のチェックアウトは、宿泊料金の金額となります。
  - ・お支払いはチェックアウトの際に、フロントでお願いします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7条までに該当することとなつたとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

(宿泊の責任)

#### 第12条

- ① 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
- ② 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。
- ③ 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設があっせんできないときは、

違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償額は損害賠償額に相当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

- ④ 宿泊者が当ホテルに掲示した利用規則に従わないために発生した事故に関しては当ホテルは責任を負いません。
- ⑤ 当ホテルにおいては、原則として宿泊者の持ち物のお預かりはいたしません。貴重品も含め、宿泊者自身で管理してください。万一の紛失・盗難に対して当ホテルは責任を負いかねますのでご注意ください。

(駐車の問題)

### 第 13 条

- ① 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任をまで負うものではありません。